

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）

項目名	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長			
税目	登録免許税			
要望の内容	<p>【要望事項】 適用期限を2年延長する。（令和8年3月31日まで）</p> <p>【制度概要】 認定を受けた経営力向上計画に基づいて合併や会社分割等の再編・統合を行った際に発生する登録免許税を以下のとおり軽減する。</p>			
			通常税率	計画認定による軽減税率
	不動産の所有権 移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
		分割による移転の登記	2.0%	0.4%
		その他の原因による移転の登記	2.0%	1.6%
<p><関係条文> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第80条第3項 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第30条の2第5項</p>				
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (▲17 百万円) (- 百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

親族以外への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することにより、経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。

(2) 施策の必要性

平成 29 年には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、令和 4 年には、この年齢層（70 代前半）の経営者が 3 割程度減少した。

他方で、70 代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。

加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も、平成 29 年と同規模存在している。

このような状況において、平成 30 年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成 31 年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。

事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡や M&A など）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。

本税制措置は平成 30 年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継をより一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。

○経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）

第 2 章 新しい資本主義の加速

5. 地域・中小企業の活性化（中堅・中小企業の活力向上）
地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。

また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する 1 万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等を呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5：生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標5-1：生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>																				
		政策の達成目標	<p>本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。</p>																				
		租税特別措置の適用又は延長期間	<p>令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）</p>																				
		同上の期間中の達成目標	<p>上記「政策の達成目標」に同じ</p>																				
		政策目標の達成状況	<p>休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、約5万件となっている。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2013</td><td>34,800</td></tr> <tr><td>2014</td><td>33,475</td></tr> <tr><td>2015</td><td>37,548</td></tr> <tr><td>2016</td><td>41,162</td></tr> <tr><td>2017</td><td>40,909</td></tr> <tr><td>2018</td><td>46,724</td></tr> <tr><td>2019</td><td>43,348</td></tr> <tr><td>2020</td><td>49,698</td></tr> <tr><td>2021</td><td>44,377</td></tr> <tr><td>2022</td><td>49,625</td></tr> </tbody> </table> <p>（資料：東京商工リサーチ「2022年『休廃業・解散企業』動向調査」）</p>	年	件数	2013	34,800	2014	33,475	2015	37,548	2016	41,162	2017	40,909	2018	46,724	2019	43,348	2020	49,698	2021	44,377
年	件数																						
2013	34,800																						
2014	33,475																						
2015	37,548																						
2016	41,162																						
2017	40,909																						
2018	46,724																						
2019	43,348																						
2020	49,698																						
2021	44,377																						
2022	49,625																						

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用数】</p> <p>令和6年度 2件 令和7年度 2件 (いずれも令和3年度、令和4年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p> <p>【減収額】</p> <p>令和6年度 17百万円 令和7年度 17百万円 (いずれも令和3年度、令和4年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業の経営資源の集約化に資する税制(中小企業投資損失準備金、中小企業経営強化税制)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>(中小企業庁において措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・事業引継ぎ推進事業(令和4年度第2次補正予算 中小企業生産性革命推進事業 2,000億円の内数) ・事業承継総合支援事業(令和4年度第2次補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 67億円の内数、令和5年度当初予算 157億円の内数)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる本特例は移転する不動産の登録免許税の軽減措置であり、重複した措置とはなっていない。
	要望の措置の妥当性	<p>中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継の実現という政策目標を達成するには、全ての中小企業・小規模事業者が対象になりうる税制における措置を講ずることが適当。</p> <p>また、経営者の高齢化や後継者不足等を背景にして休廃業・解散件数が増加しており、第三者への事業承継を行う必要性が強まっている中で、事業承継時の不動産移転に伴う事業者の負担を軽減することにより円滑な事業承継を可能とするための措置であり、円滑な事業承継の促進という目的に照らし妥当な措置である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】</p> <p>令和3年度 3件 令和4年度 1件</p> <p>【減収額（認定実績より推計）】</p> <p>令和3年度 30百万円 令和4年度 3百万円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。
	前回要望時の達成目標	本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は増加傾向にあること等から目標達成に至っていない。
これまでの要望経緯	<p>平成30年度 創設</p> <p>令和2年度 2年延長</p> <p>令和4年度 2年延長</p>	